

す。また、病害虫の発生時期に対応して散布されるものですから、適切な時期に測定しないと検出されることはまれであるというようなことでございます。そうは言いましても、水道水中の農薬につきましては、国民の関心が高いというようなことで、その毒性を十分に考慮した上で水質基準の検討が必要だというようなことを特記させていただいております。

(5)の総論とりまとめの記載については、先ほど(3)のところから従来の基準設定の考え方を少し変えるべきではないかということを書き記述しましたが、個別の物質について検討した上でないと、具体的な記載ができないのではないかと、後ほどここを記述するような形になろうかということでございます。

それから、(3)「性状に係る基準」といたしましては、従来どおり設定をするということでございます。

「水質検査」でございますけれども、(1)「水質検査方法」につきましては、公定法にすべきであるというようなことでございます。

(2)に書いてございますのは、水質検査技術というのは進歩に格段のものがあるというようなことで、こういった技術革新を適切に取り入れていくことが必要であるということでございます。それから、水質試料というのは地域や原水によって成分が異なりますので、ある程度柔軟性を持たせることが重要であろうということでございます。

(3)といたしまして、本専門委員会では公定検査法とされるということ念頭に置いて、次のような原則に基づき水質検査法の検討を行ったということ、確度の高い方法であること、定量下限値として基準値の10分の1の値が得られること、精度の高い方法であるということ、ベンゼンなどの有害物質を極力使用しない方法であることというようなものを最低条件として検討するということでございます。

それから、上記の条件を満たす方法が複数ある場合には、可能な限り多くの方法を提示し、また、自動検査法が採用できる場合にあっては、積極的にこれに対応するということでございます。さらに、検査方法の記述は、基本的な部分については記述しなければいけませんけれども、その他の部分については極力簡略化し、検査者の工夫の余地を残した柔軟な検査方法としたらどうかということでございます。

(4)として、公定法を1回告示した後、それと同等以上と認められる検査方法については、適宜採用できるようなシステムを工夫することが必要ということでございます。

それから、2番目は「水質検査の品質保証(QA/QC)」というようなことでございます。当然、QA/QCの重要性というのは論を待たないということでございます。既に食品衛生

の分野についてはG L Pの制度が導入されております。環境測定分野におきましてもISO17025、J I S規格ではJIS Q 17025が制定され、G L Pの制度が導入されております。

水道水質検査の分野におきましても、私どもが実施しております第20条機関を対象とした精度管理調査の結果を見れば、G L Pの制度の導入が不可欠であろうというようなことで、第20条機関についてはG L P制度を適用させることが適当であり、水道事業者及び地方公共団体の水質検査施設についても、これに準じて水質検査の品質を確保するよう努力していくことが必要であるというようなことでございます。

それから、G L Pのほかにも、施設間の格差是正や全体の向上のために、いわゆる従来言っております統一精度管理調査といったものもやっていく必要があるということでございます。

(3)は「水質検査のためのサンプリング／評価基準」でございます。水質基準というのは水道により供給される水、要するに、給水栓を出る水が満たすべき要件であり、それから、当然水道により供給されるすべての水について満たされる必要がございます。そうは言っても、すべての給水栓で検査を行うというのは不可能であり、現実的ではありませんので、一定の地点を抽出して、そこで検査をして評価するというようなことが重要であるということでございます。

その場合、項目ごとに地点の選定が必要となります。例えば、トリハロメタンのようなものについては、配水地から給水栓に近くなるほど濃度が高くなりますし、鉛などについては給配水管の溶出が主たる原因となります。他方、トリクロロエチレンなどの有機塩素化合物などについては、浄水過程以降、その濃度が上昇することはないということでございます。

農薬につきましては、先ほど来申し上げていますように、時期と場所を選ばないと検出されない状況がございます。

例3で、鉛などにつきましては、流水を測定するか滞留水を測定するかによって結果が大きく異なりますので、どういうふうな形にしたらいいのかということでございます。

そういったことから、本委員会におきましては、どのような地点で採水すべきか、また、どの程度の地点数が必要か、どの程度の頻度で採水すべきか。得られた検査結果をどう評価すべきかなどについて検討を行うということでございます。

次に「水質検査計画」でございます。水質基準の適合状況を把握するための水質検査は、当然、水道水質管理の中核を成しますが、一方で、水道事業者等に対して大きな負担を強

いるというようなことがございます。

そういったことから、水質基準の適合状況を確実に把握できるという前提は当然でございますけれども、その上で、もう少し効率的・合理的な水質検査ができないかという声もございまして、生活環境審議会の水質管理専門委員会におきまして既に検討が進められておりまして、平成 12 年 3 月の報告の中で水質検査計画の制度を中心に据えた姿を提示してございます。

その中で、水道事業者の役割といたしまして、21 ページの①から③のようなことが書いてございます。要するに、水質検査計画を作成し、それを公表するというようなことでございます。

以上の考え方は現時点でも有効であると考えられますので、これを現時点の目で見直した上で、これを制度化することが適当であるというようなことでございます。

最後に、「簡易専用水道における水質管理」でございます。簡易専用水道につきましては、管理の不徹底で問題が生ずる場合があることから、管理の充実を図ることが重要と考えられます。このため、今般の水道法の改正におきまして、水道事業者の方から関与できる規定が設けられたわけでございます。

一方、規制改革の流れの中で、簡易専用水道の管理状況の検査を行う機関につきましても、指定制度から登録制度に移行するという状況を踏まえまして、本専門委員会におきましては、簡易専用水道の管理のあり方あるいは管理専用水道における第 34 条機関の役割、あり方、更には第 34 条機関に係る登録基準及び登録検査のあり方について検討することとしたというようなことでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○眞柄委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、最初の 1 「水質基準のあり方・性格」についてですが、これについては基本的なことでありますので、特に御議論があればいただくことにして、その次の 2 の「地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用」。例示的に示されておりますが、その中からさまざまな事柄やあるいは新しいシステムの概念図等が提示されておりますので、1、2 のところで御意見や御質問があればお出してください。

○安藤委員 先ほど眞柄先生がおっしゃいました、いわゆる水道技術管理者の選任というものは、どの辺をねらっていらっしゃるのかなという気がいたします。つまり、2 の方でも幾つか出ておりますが、いわゆる水質管理に関する問題というのは、単なる水質検査が水質管理ではないわけで、最終的に良いという判断をするには、HACCP も含めていろいろ

るな手段があると思われます。事業の管理者のレベルもそうですが、選任というのはここで議論しろという話なのかお教えいただければと思います。

○岸部水道水質管理官 最初に眞柄先生からお話がありましたけれども、その辺りの問題についてもこの委員会の場で御議論いただいて、今後こうあるべきだという御提言をいただくのは非常にありがたいことだと思っています。ただ、それを直ちに現行の法制度の中で組み込むというのはなかなか難しいかと思いますが、水質管理というのは水質検査だけではないと承知しておりますので、今後、こういった形が適切かというようなことは御議論いただく必要があろうかと思っています。

その意味では、この資料の7ページの(9)(10)辺りで記載があります。この部分は総論でございますので、いわゆる HACCP 的な考え方のみ言及してございますけれども、体制も含めて御議論や御提言をいただければ、今後の水道水質管理に役立たせていきたいと思っております。

○眞柄委員長 今の安藤先生のことに関して、前か前の答申で水道事業体の中で水質検査何とか者をつくれとか、置けというのが報告書にありませんでしたか。だれか担当者を置くとか何とか。

○安藤委員 それは、意見としては言いました。

○眞柄委員長 ありましたよね。報告書には書いてありましたか。

○安藤委員 報告書にあったかどうかはよく覚えていませんが、そういうものをつくらないと、水道技術管理者というのは、先ほどの温度差もありましたけれども、事業体の温度差ももっとあるわけです。それを一律にくくるのはおかしいでしょうという議論はした記憶がございます。それが書いてあるかどうかはわかりませんが。

○眞柄委員長 ほかにありますか。

○中村委員 目標設定物質リストというのを今度考え方として入れられているみたいなんですけど、これは、誰がどういう物質をいつこういう物質リストにするのか。現在も水質基準があって監視項目とか快適水質とか、その全部に掛かってこれから設定しなくてはいけない物質リストをつくるということはわかるんですが、どこでどういうふういつということはどういうふう考えているのか。

○岸部水道水質管理官 水質目標設定物質リストというのは、基本的に私どもが公表させていただくというようなことを考えております。ただ、具体的な物質については、今回の検討の中で水質基準の設定について検討したけれども、水質基準の今回のクライテリアからは入らないだろうと、でも注意しておく必要があろうというのを今回のこの専門委員会

で御提言いただき、私どもで情報を整理してまとめる形で公表させていただこうかなというふうなことを考えております。

○眞柄委員長 わかりました。ほかに。

○宇都宮委員 私も水質目標設定物質リストの資料を読んだんですけどもわかりにくい点がありまして、そうしますと、今の水質目標設定物質リストというのを厚生労働省が、快適水質項目、監視項目、そしてゴルフ場使用農薬の中から最終的にリストアップするということですよ。新システムの概念図のところ非常にわかりにくいんです。すみません。

○岸部水道水質管理官 現行の水質基準、監視項目、快適水質項目、ゴルフ場使用農薬という区分けがありますけれども、それをいったん同じテーブルの上に乗せて、その上で水質基準に振り分けるもの、それから、水質目標として公表しておくべきもの、それから、それ以外の当面は注意を払わなくてもいいものに今回振り分けていただけるのではないかと期待しております。

○大谷委員 監視項目とか快適水質項目というくくり方は無くなるというふうに考えていいんですか。

○岸部水道水質管理官 どちらかという、従来、監視項目というふうにされておりました物質を水質基準にするようなイメージでとれえていただければと思います。例えば、従来の全国的な検出率が低いため監視項目とされていたようなものも、今回はそれを水質基準として設定したらどうかということでございます。そうはいつても、それが全く検出されないような水道事業者で検査する必要はないけれども、それが検出されるような地域においては、当然、基準項目として検査をしていただくというようなシステムをここで書いているところでございます。

○宇都宮委員 私がこれを読ませていただいた理解では、こんなふうに考えていたんですが、それとはちょっと違うのでしょうか。環境基準では各都道府県で横出し項目がありますよね。要するに、監視項目、快適水質項目、ゴルフ場使用農薬という従来の枠組みは残しておいて、けれども、その中でどうしても地域性が高く、これは水質基準に格上げした方がいいと思われるものは、その地域という単位がやはり都道府県ぐらいになるのかなと思っているんですが、横出しという形で水質基準に上げるというようなイメージでいたんですが、それとはちょっと違うのでしょうか。

○岸部水道水質管理官 従来の項目は全く残さないというふうなことではございまして、環境基準とは違ひまして横出しという思想は水道法では規定されておられません。当然、基準

としての母集団は水質基準として国が提示し、その上で、地域で必要な項目については、それぞれ各水道事業体が判断をするような仕組みを考えたらどうかということでございます。

○谷津水道課長 それは、見直しの必要性をもう一度説明されたらいいのではないですか。どうして縦を横にしたか。

○岸部水道水質管理官 例えば、北海道を例示に挙げて恐縮ですが、北海道のヒ素、現在はヒ素というのは水質基準項目になっていますけれども、現在、水道で問題を生じているのは北海道のその一帯だけなんです、例えば、現在そういった形で水質基準項目になっているものはいいですけれども、そういった物質で現在監視項目になっている物質がある場合には、そういったものについては、水質基準に入れたらどうかというようなことでございます。

○谷津水道課長 多分、今までの行政の流れからして、きっちり法律に基づいて行政を展開しろという要請が非常に強いわけで、そういうふうを考えますと、水道法で水質管理をやろうとすると根拠は水質基準がございます。したがって、水質基準をできるだけしっかりしたものにして、余分な監視とか快適とかゴルフ場とか、これは行政指導ベースでやっているものですから、こういうものをできるだけ無くして法律の体系に近づけようという、これは社会的な要請ということもありまして、したがって、できるだけ今までの縦で来たものを一度水質基準というところに集約しよう。だけれども、そうすると非常に項目数が増えてしまうものですから、そこは運用上で少し柔軟性を持たせるための知恵を出そうということなんです。水質基準の予備軍はそれなりにあるでしょうから、それを目標設定物質リストということで、要監視項目という名前ではありませんが、今後、いろいろな動きによっては基準化していくための予備軍とお考え下さい。全部まな板に乗せて、縦のものを横でちょっとお考えいただければありがたいなということだろうと思います。

○中村委員 そうしますと、水質基準は基準としては全国一律で、測定をする、検査をするということが地域性をということでもよろしいですか。

○眞柄委員長 そういうことですね。基準はとにかく一覧表みたいなものが出てくると。でも、水道事業体によって、うちはこの項目とこの項目を選んだ水質検査計画を立てます。この水質検査計画が妥当であるかどうか、監督官庁がいいよと言ったら、それがその水道事業体の水質基準項目になるという理解ですよ、基本的には。それは、判こが要るか要らないかは別にしても。それは結果責任で、選ばなかった項目で何かトラブルが生じたら、水道事業管理者と技術管理者はおとがめを受けるようになるという理解でいいです

よね、基本的には。

そういうことだそうですから、我々専門委員会の立場とすれば、何でもかんでも押し込んでしまっただけでは知りませんよというやり方もあるし、非常に無責任な言い方かもしれないけれども、そうはいっても常識の範囲で、全国レベルで見たときに役所的に言えば基準値の1%ぐらいを超えるものは水質基準に入れておかないとならないだろうという感じになるんでしょかね。

ほかに、国包先生ありますか。きつとあるでしょう。

○国包委員 今のことも私も随分気になっていますので余り重複したことは申し上げませんが、ただ、個別の項目の取扱いとカテゴリーの分類がかなりごっちゃに話が出てしまっているような気がするんです。確かに、基準と通達でリストアップすべきものというのは現在でもそうですし、今後もその基本線は変わらないと思います。ですから、今、縦が横に切ってありますけれども、縦は縦のままにこういうふうに範囲を広げるとか、当然項目の一部見直しはあるわけですから、考え方としては今までと基本的にそう大きくは変わらない。ただ、監視項目で特に問題になるようなものは基準に挙げてしまうんだと、そのところが基本的に違うというふうに私は理解しているんですけども。

○谷津水道課長 水質基準の中の柱というか、項目ごとのグルーピングがあり得て、そういうグルーピングの中にはこういう縦の要素があるんだろうと思うんです。それは残ると思うんです。だけれども、一応その全体像は水質基準なんだと、水道法第4条なんだという体系にさせていただければという感じなんです。

○眞柄委員長 だから、第4条は第4条としてちゃんと死守して。だから、それで検査計画をつくったときには水道計画指導室長さんが見るのか、水道水質管理官が見るのか、水道課の中ではどっちが見るんですか。

○岸部水道水質管理官 それにつきましては、多分これは志々目補佐の方が制度上詳しいんですが、認証制度というのは難しいと思います。ですので、各事業体を立入指導したときに、当然指導項目として見るということになります。そういう意味では、指導ということでは矢野室長のところになりますし、当然私どもも同じ課ですから。

○国包委員 私は、そのところが非常に問題だと思うんです。今度はそうでなくても検査義務が一部免除になるというケースがかなり出てきますので、大きいところは自前である程度判断が適切にできるでしょうけれども、大半のところはまず無理だと思うんですよ。そうすると、場合によっては判断能力がない場合には、項目がばっと増えるわけですから、切るに切れない。そうすると、余計な負担になるといったケースも出てくるでしょうし、